

# 横浜市建築局から 避難経路の違反建築防止のお願い

## 「**縦穴部分の防火区画って何！？**」

建築基準法では、火災時には安全な地上に避難させることを原則としています。  
今回は、火災時の避難や被害の拡大に影響を及ぼす「**縦穴部分の防火区画**」について説明します。

### ● 縦穴部分の防火区画とは

縦穴部分とは階段部分、吹抜き部分、昇降機の昇降路部分、ダクトスペース部分、その他これらに類する部分をいい、主に垂直方向に建物の下階から上階に向かって火災や煙等の伝搬が考えられる縦穴空間をいいます。火災発生時に、他の階へ炎や煙の侵入を防ぐのと同時に避難経路を確保するために、階段部分を防火戸や耐火構造等の壁で区画することが重要です。

### ● 縦穴部分の防火区画に違反があると

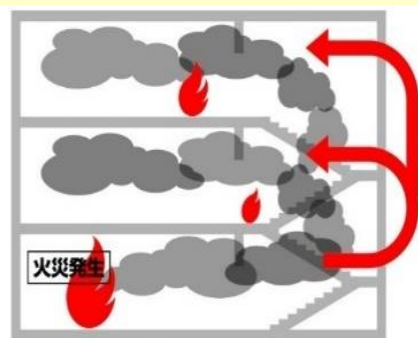
縦穴部分の防火区画に違反があると、火災時に火災、煙等が階段等の縦穴部分を通じて各階に広がります。また、階段に煙、ガスが充満することにより、上階の建物利用者は避難経路を失うこととなり大変危険です。縦穴部分の防火区画を適切に行うことで、火災時の被害の拡大を防ぎます。

### ● よくある建築基準法の違反事例

建物完成当時は適法であっても、テナントが変わった際に内装改修を行い、必要な**防火戸**が取り外されてしまうケースなどがあります。このようなケースは、消防による査察等で発見され、人命に危険を及ぼす重大な違反として、所有者・占有者等に対して指導を開始します。何よりも建物の利用者が、火災が起こった際に危険にさらされる違反であり、すぐに改善しなければなりません。

#### 違反の状態

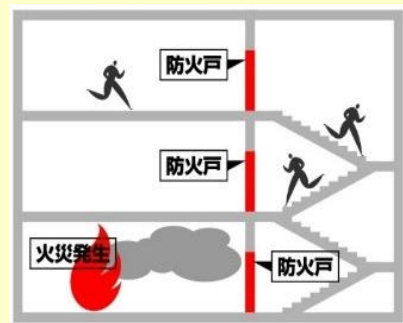
✕ 防火戸が正しく使用されていないと・・・



炎、煙が建物全体に

#### 適法な状態

○ 防火戸が正しく使用されていると・・・

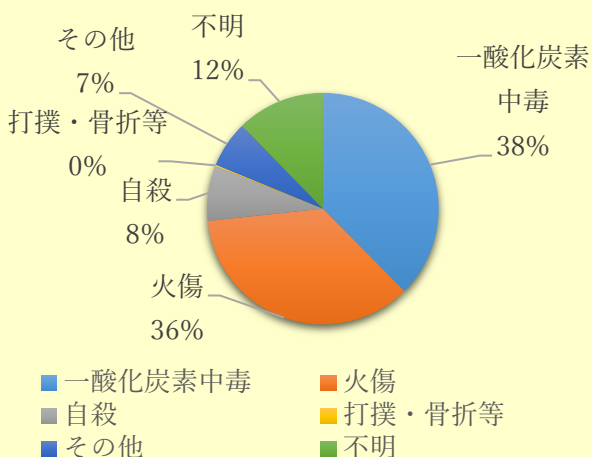


炎、煙の拡大を防ぎます

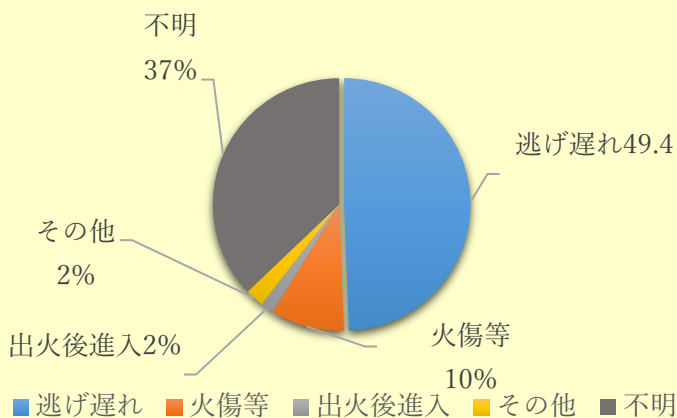
## ● 火災時の死因別、経過別の死者発生状況

建築火災における死亡原因の約半数は火傷、一酸化炭素中毒や酸素不足による窒息死です。そのため、建築火災から人命を保護するためには、火煙・ガス等より身を守る必要があります。建築基準法では、竪穴部分の防火区画など、火災時には安全な地上に避難が出来るように基準を定めています。

### 火災の死因別死者発生状況



### 火災による経過別死者発生状況



※令和元年版,消防白書,2019より

## ● よくある疑問？！

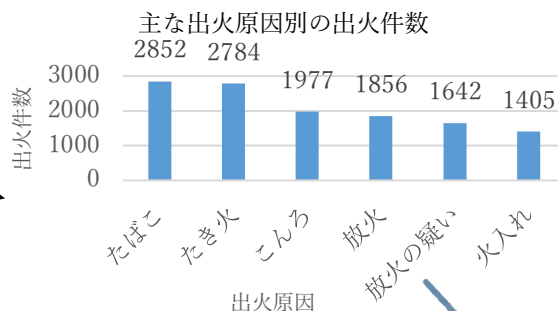


火災時に階段などの竪穴部分の防火区画が重要なのはわかったけれど、うちのビルは全館禁煙だし、火を使用する飲食店は営業していない。ましてや、これまで火災など起こしたことがないから、火災の危険性はないと思うけど？

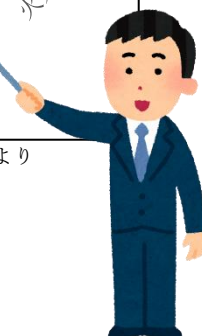
主な出火の原因はたばこや、コンロなどの火元によるものだけではなく、放火による火災も多いのが特徴です。

さらに、放火の疑いによる火災も合わせると、出火原因としては上位に位置しています。

火の使用の有無に限らず、常に火災が起こることを想定して、建物の維持管理等を行うことが重要です！



※令和元年版,消防白書,2019より



**お問合せ先**

横浜市役所 建築局 違反对策課 (045-671-3856)